

[事案 2021-295] 転換契約無効請求

・令和4年8月16日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換手続を払済保険への変更手続と誤信したこと等を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年1月に分割転換した終身保険(契約①)および終身医療保険(契約②)について、平成22年11月に払済保険に変更するつもりで手続をしたところ、終身保険(契約③)への契約転換手続になっていた。しかし、以下等の理由により、転換を無効とし、遡及して契約①②を払済保険に変更してほしい。

(1)保険料の負担を減らすために、契約①②を払済保険に変更する意向を募集人に伝えていたが、自分が高齢で、手続に関して全くの無知識かつ無理解であることに乗じて、募集人は、意図的に払済保険への変更手続ではなく、契約転換手続を行った。

(2)保険会社から100万円の送金があったが、この点について募集人から何の説明もなかった。

(3)契約②に付加されていたがん入院特約が消滅して、契約③においても付加されていない。

平成4年7月に乳がん手術を受けているため、がん入院特約が付加されていない契約③に転換する理由がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)平成22年頃、申立人から、契約①②を払済保険に変更したい旨の申し出を受けた事実はない。

(2)転換にかかる申込書等には、全て申立人の署名押印がなされている。

(3)申立人は、平成26年3月に契約①②を払済保険に変更しているが、それまで保険料の支払いが続いていることについて問い合わせを受けたことはない。

(4)平成22年9月に100万円の送金をしている理由は、申立人が、契約①にもとづく契約者貸付の申込みを行ったからである。

(5)契約③の告知において、申立人が過去に乳がん罹患していたことが判明したため、契約②のがん入院特約は契約時に遡って無効となり、消滅した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、契約転換手続を払済保険への変更手続であると誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。